【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年６月25日
【会社名】	あんしん保証株式会社
【英訳名】	Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　雨坂　甲
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目11番８号
【電話番号】	03-3566-0440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当　中西　光明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番８号
【電話番号】	03-3566-0440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当　中西　光明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、令和元年６月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和元年６月19日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ　配当財産の種類

金銭

ロ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円00銭 総額35,953,200円

ハ　効力発生日

令和元年６月20日

第２号議案 定款一部変更の件

イ　提案の理由

当社は、今後の事業拡大に向けた人員の増加に対応し得る執務スペースの確保のため、本店を移転することを決定いたしました。本店移転に伴い、現行定款第３条の本店所在地を東京都中央区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更については、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生後に削除するものといたします。

ロ　変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。 （新設）	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。 （附則） 第３条（本店の所在地）の変更は令和元年８月19日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生後に、これを削除する。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

雨坂甲、海原範隆、中西光明、関原昌浩及び佐藤正之を取締役に選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

下條尚及び村上寛を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

伊賀幸一を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金の処分の件	131,077	1,010	0	(注) 1	可決　98.84
第２号議案 定款一部変更の件	131,376	711	0	(注) 2	可決　99.06
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役の除く）５名選任の件					
雨坂　甲	130,536	1,549	2	(注) 3	可決　98.43
海原　範隆	130,792	1,293	2		可決　98.62
中西　光明	130,768	1,317	2		可決　98.60
関原　昌浩	130,714	1,371	2		可決　98.56
佐藤　正之	130,648	1,437	2		可決　98.51
第４号議案 監査等委員である取締役２名選任の件					
下條　尚	130,737	1,346	2	(注) 3	可決　98.58
村上　寛	130,697	1,386	2		可決　98.55
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件				(注) 3	
伊賀　幸一	130,527	1,556	2		可決　98.42

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。